

(案)

平成 30 年 月 日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市環境審議会 会長 中松 豊

路上喫煙対策について(答申)

平成 30 年 9 月 13 日付け 30 清第 675 号で諮問のありました路上喫煙対策について、本審議会において審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 目的

禁止区域を設定する目的・意義の明確化を図り、市民の理解を得るよう努められたい。

2. 取組方針

(1) 観光地としての取り組み

伊勢は観光地であるため、非喫煙者だけでなく喫煙者も快適に過ごせるよう「おもてなし」の考えを基本に取り組みられたい。

(2) 環境・実態に応じた運用

喫煙を取り巻く法制度等の環境や市民意識の変化、また、伊勢市の路上喫煙の実態等の把握に努め、状況に即した見直しを行なうなど、柔軟な運用を図られたい。

3. 路上喫煙禁止区域の指定及び禁止する行為の設定

喫煙が禁止される区域、また、禁止の対象とする行為については、誰にでも分かるよう明確に規定し周知されたい。

(1) 区域指定

ポイ捨ての多い区域や観光客への意識啓発が期待できる区域など、指定には十分な理由をもって行なわれたい。

(2) 対象場所

基本は道路とするが、道路以外の公共の場所（公園、広場、海水浴場など）についても指定区域を検討されたい。

4. 指導体制

禁止区域においては、巡回指導を行うなどの指導を十分に行い、目的の

達成に努められたい。

5. 周知

観光地としての特性から、市民だけでなく観光客等の伊勢を訪れる方にも、十分な周知の取り組み（現地看板の設置、パンフレットの整備、電車・バス・自家用車等の来勢手段に応じた周知方法の検討）を行なわれたい。

6. 喫煙者への配慮

喫煙禁止区域を指定するだけでは、周辺環境悪化の懸念もあることから、禁止区域の指定に際しては、喫煙環境の整備についても考慮されたい。